

熊本市農業委員会総会議事録

1 日時 平成27年1月8日(木) 午後3時00分 招集

1 場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 14階大ホール

1 出席委員 47名

1番 税所 史熙	2番 福原 幸一	3番 谷口 憲治
4番 米村 昌昭	5番 牛島 國廣	6番 藤岡 照代
7番 宮本 隆幸	8番 林田 智博	9番 角居 登
10番 瀧口 幸司	11番 森 日出輝	12番 杉本 清和
13番 村上 義博	14番 網田 稔	15番 村中 英次
16番 南 順二	17番 角田 一誠	18番 嶋村 鎮雄
19番 春口 豊徳	20番 田中 求	21番 山口 謙藏
22番 松村造酒夫	23番 梅田 義弘	24番 清崎 勝矢
25番 牛嶋 弘	26番 渡辺 智明	27番 高群 藤雄
28番 園田 操	29番 村上 智弘	30番 澤田 公俊
31番 村上 正春	32番 橋本 春利	33番 馬原 清隆
34番 一木 文雄	35番 後藤 和則	36番 北口 和皇
37番 古川 盛康	38番 吉田 一幸	40番 西川 秀文
41番 成松 道敏	43番 杉浦 照雄	44番 志柿 茂喜
45番 内田 康喜	46番 前田 道弘	47番 藤本 照義
48番 田上 義則	49番 清田 政敏	

欠席委員 2名

39番 榊永 築 50番 上田 芳裕

午後3時00分 開会

事務局 それでは定刻になりましたのでただ今から平成26年度第10回熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中44名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新年を迎えたこととお喜び申し上げます。本年もよろしくお願いたします。

本日は皆様ご多用の中、第10回農業委員会総会に多くの方の出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が、主なものとなります。本日の総会がスムーズにいきますよう、皆様方もよろしく願いいたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、会議に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記の指名をいたします。

本日の議事録署名者には24番の清崎勝矢委員と25番の牛嶋弘委員を、書記に事務局の小林賢治主幹を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで7件でございます。

それでは、議事に入ります前に、議案の取り下げなどがあるようですので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、訂正等についてご説明申し上げます。

まずお手元に追加案件と記載しております1枚紙があるかと思えます。ご確認をいただきたいと思えます。農地法第4条の規定に基づく許可申請、第3号議案になります。の追加案件、これが9番になりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、取り下げでございます。議案別冊の11ページをお願いいたします。農地法第5条の許可申請の4番でございます。11ページの4番が取り下げになっております。よろしくお願い申し上げます。

農地法の関係については以上でございます。

事務局 農業経営基盤強化促進法についての修正と取り下げをご説明いたします。

先ほど私のほうでお配りいたしました、お手元に農用地集積計画の10号ということで、裏表に印刷してある両面のプリントがございます。明細の18ページ、19ページのかわりにこちらのほうの1枚紙を使います。そしてこの1枚紙で、すみません、ちょっと修正がございまして、ちょうど19ページと書いてあるところをご覧ください。農地利用集積計画円滑化団体の借上という欄がございます。こちらの一番左に貸手、借手とございます。こちらのほうのまず貸手は3となっているのを、こちらを4に訂正をお願いいたします。そして次に、

借手1となっているところを2に訂正をお願いいたします。貸手、借手が3、1となっているのを、4、2に訂正をお願いいたします。

続きまして、取り下げでございます。明細の27ページをお開きください。27ページの21番と22番は取り下げをお願いいたします。以上です。よろしく申し上げます。

議長 初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、31件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

19番 春口豊徳委員

19番委員、春口です。今年もよろしく申し上げます。

1番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番の申請人は兼業農家で、経営拡張のため農地を取得する申請です。許可後は露地野菜を作付されます。

続きまして、2番の申請人は専業農家で、熊本県施工の白川河川激甚災害対策特別緊急工事の用地買収残地を取得する申請です。許可後は米をつくれます。

続きまして、3番の申請人は専業農家で、経営拡張のため農地を取得する申請です。許可後はトウモロコシ、イタリアンライグラスを作付されます。

最後に、4番です。4番の申請人は農業生産法人アグリパーク熊本有限会社で、経営拡張のため農地を取得する申請です。許可後は露地野菜を作付されます。

以上、1番から4番まで、先日の地区委員会で協議しましたところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、1番から4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

3 2 番 橋本春利委員

3 2 番委員、橋本です。

5 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5 番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上、1 件について協議、検討した結果、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、5 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6 番。

1 2 番 杉本清和委員

1 2 番委員、杉本です。

6 番から 8 番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6 番は、同居の後継者への贈与の申請です。申請者はミカンをつくられる農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

7 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

8 番は、経営拡張のため使用貸借権の設定をされるものです。申請者は昨年独立就農された農業者で、現在ミカンをつくられています。今回、父の農地を借り、スナップエンドウをつくられる予定です。

以上 3 件、さきの地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、6 番から 8 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9 番。

4 番 米村昌昭委員

4 番委員、米村です。

9 番から 11 番までにつきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

9 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人は農家で主に米を作付されており、許可後も申請地に米をつくられる予定です。

10 番と 11 番は関連で、独立就農をされるため賃借権の設定をされるものです。申請人は、これまでの農業高校、大学での研修や食にかかわる仕事の経験から食の安心・安全を考えられ、就農を決意されたものです。先日の地区委員会において営農計画などについて聞き取りを行い、農業への熱意と計画の妥当性を確認しております。許可後は施設野菜、ミニトマトと米の栽培をされる予定で、青年就農給付金を活用して農業経営を目指しておられます。

以上 3 件、先日の地区委員会で検討した結果、これらの案件は、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、9 番から 11 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12 番。

8 番 林田智博委員

8 番委員。

12 番と 13 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12 番は、営農型太陽光発電設備の設置により空中部分を利用するため設置者が、営農者から区分地上権の設定を受けて営農型発電設備を設置する場合、農地に権利を設定することとなるため、3 条許可の賃借権設定をされるものです。これは設置者と営農者が異なったの営農型発電設備の設置で、農地の空中部分を利用するために 3 条許可が必要となるものです。申請地は、太陽光設備の支柱部分 0.16㎡が 5 条転用許可の対象となり、当該設備の下部の農地につきましては営農者が引き続き耕作を行うことから、3 条許可の対象となります。なお、この下部の農地につきましてはサカキを作付されます。

13 番につきましては、農業者年金受給に関係して後継者への経営

移譲をされるものです。譲受人は農家で施設園芸のメロンとゴーヤ、それに米を作付されており、許可後も施設園芸及び米をつくられる予定です。

以上2件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より12番から13番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きます、14番。

2番 福原幸一委員

2番委員です。

14番から17番までにつきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

14番と15番は関連で、経営拡張のための申請です。譲受人は米と施設園芸を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

16番は、一般法人による賃貸借権設定の申請です。賃借人は平成25年3月に3条賃貸借権の許可を得ていますが、定めた期間が短かったため双方合意の上、期間5年で契約をとり直し申請されたものです。賃借人は薬用植物などの作付をされており、許可後はブルーベリーを作付されます。

17番は、農業者年金受給の再設定に伴い後継者へ経営移譲のため、使用貸借権設定される申請です。申請人は兼農で米を作付されており、許可後も米をつくられる予定です。

先日の地区委員会において検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願い致します。

議長 　　ただいま、14番から17番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、18番。

20番 田中求委員

20番委員。

18番から20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、経営拡張のための申請です。譲受人は米と野菜を作付されており、許可後は露地野菜をつくられる予定です。

19番は、農業者年金受給の再設定に伴い後継者（子）へ経営移譲のための使用貸借権設定される申請です。申請人は兼農で主に米を作付されており、許可後も米をつくられる予定です。

20番は、いところへの贈与のため所有権移転する申請です。譲受人は米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

先日の地区委員会で検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしくお願い致します。

議長 　　ただいま、18番から20番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、21番。

31番 村上正春委員

31番委員。

21番から26番について、地区委員会での検討状況を報告いたします。

21番は、学校法人北部学園が農地を取得される申請です。農業生産法人以外の法人は農地を取得できませんが、学校法人が学校施設運営のために取得することは、不許可の例外として認められております。北部学園が運営する北部幼稚園の園児の農業体験学習を目的として、既に農地を取得し耕作をされておりますが、手狭となったため新たに農地を取得されるものです。法人代表者には、先日、地区委員会の際に現地にて聞き取り調査を行いました。許可後は露地野菜を作付されるようになっています。

22番、独立就農のために農地を賃借される申請です。借り人はこれまで実家の農業を手伝っておられましたが、新規に独立し就農を開

始されるために申請されたものです。議案書記載のとおり同時に合志市にも3条申請をされており、先月22日に開催された合志市農業委員会にて、本市申請の許可を条件に許可の審査がなされております。先日の地区委員会に出席いただき聞き取り調査を行いました。今後、営農計画等については何ら問題のないことを確認しました。許可後は米の作付をされます。

23番は、譲受人が、同居している母親より農地の贈与を受けられる申請です。譲受人は施設野菜を中心に耕作をされており。許可後はスイカ、米の作付をされます。

24番は、譲受人が経営拡張するために農地を取得される申請です。許可後は水稲を作付されます。

25番は、譲受人が耕作の便宜上、農地の共有者より権利を取得され単独所有とされる申請です。許可後は水稲を植えつけられます。

26番は、譲受人が経営拡張のために農地を取得される申請です。許可後は露地野菜を植えつけられます。

以上、6件について検討した結果、21番については農地法第3条2項1号、2号、4号、5号に該当しますが、農地法施行令第6条に基づく不許可の例外規定に該当するものと確認しました。22番から26番については、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、21番から26番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、27番。

23番 梅田義弘委員

23番委員。

27番から31番について地区委員会での協議状況を報告します。

27番は、耕作不便な農地を、肥育牛の畜産農家をされている兄へ贈与される申請です。許可後は飼料を作付される予定です。

28番は、子供へ使用貸借権の設定をされる申請です。貸し付けていた農地の返還があったため子供へ使用貸借をされます。許可後は水稲を作付される予定です。

29番は、兼業をされている子供への贈与申請です。許可後は水稲、露地野菜を作付される予定です。

30番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は施設

園芸の専業農家で、許可後はスイカを作付される予定です。

31番は、経営拡張のため所有権移転の申請です。譲受人は施設園芸の専業農家で、許可後はキュウリを作付される予定です。

以上5件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、27番から31番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いいたします。

21番 山口謙蔵委員

21番委員。

1番につきまして、地区委員会の協議状況を報告いたします。

これは同時に5条申請がなされておりますが、当時、申請者が個人住宅を計画されて、平成26年9月24日、転用許可を受けられましたが、その際、道路後退のための公衆道路部分の、今回5条申請の転用申請を漏らしていたものです。資金計画、給排水計画、被害防除は問題ありません。開発許可は、公衆道路を含めて平成26年9月24日になされております。工事完了は27年3月31日の予定です。公衆道路部分は施工済みです。

以上1件、先日の地区委員会で現地を確認し検討した結果、今回の事業変更は妥当であることを判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請でございます。1件追加案件がありましたので合計9件でございます。

地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、共同住宅建設のための転用申請です。農地区分は、市街地の区域などに近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。また、集落内開発制度指定区域でもあります。申請地は、国道や市街地に近くて交通の便もよく、上下水道設備も整い住環境にも恵まれているため、この土地を選定されたものです。申請の転用計画は、田1筆1,725㎡で、木造2階建てで4戸を4棟、計16戸を建設する計画です。ただ、この土地は申請人が約20年前に無断で造成しており、今回、申請人がそれについて深く反省され、顛末書を添付なされております。資金計画及び給水計画、被害防除などにおいて問題はありません。工事期間は、平成27年2月2日から平成27年7月31日までの約6カ月間を予定されております。

以上、先日の地区委員会で現地を確認、検討した結果、この案件は立地基準の面、立地条件、転用確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、2番。

33番 馬原清隆委員

33番委員。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、宅地拡張のための転用申請です。農地区分は、市街地区域等に近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。申請地は既存建物の宅地、庭、通路として利用するため申請されたものです。隣接者の話などから、かなり古くから建物の敷地として利用されていたものとうかがえるものの、宅地として申請を知らずに使用して

いたことを反省され、始末書の提出もされています。申請の転用面積は田2筆240㎡で、既存建物、農家住宅の宅地として拡張されるものです。排水計画、被害防除等において問題はありません。工事計画は、許可日から平成27年2月28日まで約1カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上、先日の地区委員会で現地を確認、検討した結果、この案件は、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、3番。

21番 山口謙蔵委員

21番委員。

3番から4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、左官業を営む申請人が、資材置き場として転用許可申請したものです。自宅に近く交通の便も良いため選定されました。農地区分は、10ha未満の生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、コンクリートブロック、U字溝、鉄骨などに駐車場3台分と妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画等には問題ありません。工事計画は、平成27年2月1日から3月31日までの2カ月の予定で、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

4番は、隣接して営農しているブドウ園の来客駐車場のための転用申請です。申請人は果樹を生産している農家で、ブドウ、スモモ、カキ、クリ、タケノコを生産しております。ブドウ園を中心に観光農園をしていく計画のため申請地を設定しました。農地区分は、10ha未満の広がりのない農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、来客用の駐車場15台分と妥当な面積かと思われます。資金計画、排水計画、隣接同意などは問題ありません。工事計画は、平成27年2月1日から平成27年4月30日までの3カ月の予定で、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の件並びに立地条件、転用の確実性、周囲の農地への悪い影響など一般基準の面を検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、3番、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、5番。

26番 渡辺智明委員

26番委員。

5番から8番について、地区委員会での協議状況を報告します。

5番、6番は関連です。5番は、太陽光発電設備を設置される申請で、6番は、その工事に必要な通路として使用するため農地の一部を一時転用される申請です。農地の有効利用を検討され太陽光発電設備を計画されました。農地区分は、10ha未満の小集団であり2種農地と判断されます。九電の工事費負担金請求の写し等、必要書類は全て添付されております。転用面積は配置計画等から見て適正なものと判断されます。工事期間は、太陽光発電設備は許可後から4月1日までの予定です。通路の一時転用期間は許可後から4月30日までの予定です。

7番、8番は関連です。ゲートボール等のグラウンドに転用される申請です。農地区分は、土地改良事業で30a以上の区画に整備された10ha以上の広がりのある区域で、高性能機械の利用が可能であるため、甲種農地と判断されます。グラウンドは甲種農地の不許可の例外規定に該当しないため本申請は、不許可相当と協議しました。

以上、7番、8番を除き、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。許可後は速やかに施工されることを確認しております。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、5番から8番まで地元委員より報告がございましたが、5番、6番について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

7番、8番については不許可ということでございます。ということで何かご意見ございませんか。7番、8番については不許可ということでございますが、地元委員に対してどうですかね。何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、不許可といたします。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請でございます。

12番 杉本清和委員

すみません、9番が残っております。

議 長 追加が1件ありました。すみません。

9番、よろしく願いいたします。

12番 杉本清和委員

12番委員、杉本です。

9番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

9番は、河内校区第1町内自治会が、トイレ及び休憩所を建設される申請です。河内地区はミカンの大産地で、果樹園での農作業中にトイレ休憩をとるため20分近くかけて自宅まで帰る必要があり、作業効率が悪く、また、収穫期には、トイレがないために雇用を見つけるのに大変苦労されております。以前より自治会にトイレ建設の要望が上がっており、今回、以上の問題を解決されるために計画されました。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内であり原則転用は不許可になりますが、先日の熊本市の会議におきまして農業用施設への用途区分の変更が認められており、農用地利用計画に指定された用途への転用であり不許可の例外に該当し、転用は可能と判断されます。土地利用計画は、くみ取り式トイレ1棟と約30㎡の休憩所の建設です。転用済みのため申請者からの顛末書が添付されております。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしま

した。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 すみません、追加案件9番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、4番が取り下げとなっておりますので28件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

48番 田上義則委員

48番委員。

1番から5番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、土木工事、設計業務などを営む株式会社橋口組が、農地を賃貸借して、工事用現場事務所と資材置き場及び車両置き場へ一時転用する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。近隣で進行中の宅地造成工事の際に敷地内に事務所などを設置することが困難なため、申請地を選ばれました。土地利用計画は、現場事務所1棟と休息所、資材置き場及び車両置き場として利用される計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。一時転用期間は、平成27年1月29日から平成28年1月31日までです。許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しており、また、終了後はもとどおり農地に復元されることを確認しております。

続きまして、2番と3番は関連で、申請人は建物・住宅売買等を営む有限会社日建開発で、建て売り住宅への所有権移転の転用申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域内でもありますので、土地利用計画は、建て売り住宅4棟を建築される計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成29年12月20日までで、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

最後に、5番です。5番は、個人住宅の所有権移転の転用申請です。

農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、集落に隣接して設置されるものであることから不許可の例外に該当するものと判断いたします。集落内開発制度指定区域内でもあります。土地利用計画は個人住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可につきましては同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成28年1月31日までで、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討したところ、いずれも転用許可基準を満たしているとの協議結果でした。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、1番、2番、3番。4番は取り下げで5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、6番。

19番 春口豊徳委員

19番委員。

6番から8番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番の申請人は、飲食店を経営する法人、株式会社わくわくコーポレーションで、ドライブインへの賃貸借権設定の転用申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、ドライブイン1棟と駐車場40台分を整備し利用される計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成27年8月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

続きまして、7番と8番は関連で、社会福祉法人日生会が、農地を賃貸借して駐車場へ転用する申請と、農地を取得して機能回復作業所へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内である第1種農地ですが、申請地を、公益性が高いと認めら

れる事業で、土地収用法第3条各号に掲げられている収用対象事業の用に供するために行うものであることから、不許可の例外に該当するものと判断されます。土地利用計画は、申請地に職員及び来客者駐車場39台分、機能回復作業場として園芸療法スペース、体力維持のためのレクリエーション広場を整備し利用される計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。なお、申請地は違反転用であったため深く反省された旨の始末書が添付されております。

以上、6番から8番につきまして、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討したところ、いずれも転用許可基準を満たしているとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、6番から8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、9番。

3 2 番 橋本春利委員

3 2 番委員、橋本です。

9番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、資材置き場及び車両置き場への転用で所有権移転の申請です。申請人は法人で、建築物の営繕工事及び土木工事業などを営んでおり、近年、西区、南区方面の宅地造成などの事業が拡大したため資材置き場が必要となり計画されました。土地利用計画は、転用面積935㎡で、砂利、山砂などの建築資材を置かれ、また、重機など5台分の駐車場を設置される計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成27年2月1日から平成27年3月末までを予定されております。

10番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は、今後生まれる子供及び親との同居のため住宅の新築を計画されました。土地利用計画は、転用面積474㎡に個人住宅1棟、2階建て180.44㎡の建築です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地

区分は、10ha以上の広がりや営農条件から甲種農地と判断されず。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して建築される500㎡以下の個人住宅に該当するものと判断しました。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成27年2月10日から平成27年8月31日までを予定されております。また、開発許可が必要となりますが、事前協議済みとのことです。

11番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は現在、借家住まいであり、ライフラインが整備されているこの土地に住宅の新築を計画されました。土地利用計画は、転用面積396㎡に個人住宅1棟、2階建ての建築です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha以上の広がりや営農条件から甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して建築される500㎡以下の個人住宅に該当するものと判断しました。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成27年1月31日から平成27年4月30日までを予定されております。また、申請地は無断転用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。開発許可も必要となりますが、申請中とのことです。

12番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は現在、借家住まいであり、ライフラインが整備されているこの土地に住宅の新築を計画されました。土地利用計画は、転用面積499㎡に個人住宅1棟、2階建ての建築と新設道路の設定です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha以上の広がりや営農条件から甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して建築される500㎡以下の個人住宅に該当するものと判断しました。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成27年1月31日から平成27年4月30日までを予定されております。また、申請地は無断転用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。開発許可も必要となりますが、申請中とのことです。

13番は、使用貸借権設定による共同住宅への転用申請です。申請人は、申請地の周辺は宅地化が進み需要が多いため共同住宅建築を計画されました。土地利用計画は、転用面積1,040㎡に共同住宅2棟の建築と新設道路を整備される計画で、転用面積としては適切な面積と判断されます。農地区分は、集落内開発制度指定区域に位置し、沿道には上下水道が埋設され、近隣には幼稚園と病院があることから、第3種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防

除とも問題ありません。工事期間は、平成27年2月1日から平成27年8月31日までを予定されております。また、開発許可が必要となりますが、申請中とのことです。

以上5件、さきの地区委員会で現地調査を行い検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、9番から13番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、14番。

4番 米村昌昭委員

4番、米村です。

14番から17番までにつきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

14番は、申請人が資材置き場及び太陽光発電設備設置のため賃貸借権設定をされるもので、農地区分は、市街地の区域などに近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。申請人は、設備・電気工事などを経営されており、資材置き場が手狭になったため探しておられ、この申請地は事業所に近く条件に見合う位置で、また、土地の有効利用として太陽光発電に適している場所であるため選定されたものです。申請の転用計画は、田1筆663㎡にプレハブ1棟、パイプ置き場、車2台の駐車場、残りのスペースに太陽ソーラーパネル108枚を設置される計画です。ただ、この土地は、貸し人の父が隣接地の会社へ売却する予定で以前に造成されており、無断転用になっていたところを、今回、貸し人が知り、それについて深く反省され、始末書の添付もなされております。資金計画及び排水計画、被害防除においても問題はありません。工事期間は、平成27年1月20日から平成27年2月28日までの約1カ月間を予定されております。

15番から17番までは関連で、申請人が建て売り住宅建設のため所有権移転をされるもので、農地区分は、市街地の区域などに近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。また、集落内開発制度指定区域でもあります。申請地の周囲は宅地化が進み、県道に近く交通の便も良い住環境にあるため、この土地を選定されたものです。申請の転用計画は、田3筆1,352㎡に木造2階建て、面積5

2. 17㎡3棟、49.69㎡2棟、計5棟の建て売り住宅を建築されるものです。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいても問題はありませぬ。開発許可については、開発景観課からの事前審査の回答も得ておられます。工事期間は、平成27年4月1日から平成27年9月30日までの約6カ月間を予定されております。

以上4件、先日の地区委員会で現地を確認、検討した結果、これらの案件は、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、14番から17番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、18番。

33番 馬原清隆委員

33番委員。

18番から20番までにつきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

18番は、農業用資材置き場設置のために使用貸借権設定されるもので、農地区分は、10ha以上の広がりがあり高性能農業機械の営農が可能な甲種農地と判断されます。甲種農地の転用は原則不許可ですが、農業用施設に該当するものと認められることから、農地転用の不許可の例外に該当すると判断いたしました。また、農地を分断する転用ではありません。申請者は米、約15ha、麦、約5haを耕作、また、ライスセンターも営んでおられ、現在の農業用資材置き場は住まいから遠く、近年、自己所有の農業用機械、機材、トラクター、軽トラック、フロントローダー、ロータリーモア、エンジンポンプ、ブリッジの盗難による多大な被害に遭われており、また、経営拡張に伴い資材などの置き場も狭くなって困った状況であったので検討されたところ、申請地は居住及び耕作地にも近く目が行き届きやすく、維持管理が行いやすく敷地面積も十分であるため選定されたものです。転用計画は、畑2筆の956㎡に農業用資材、パレット、苗箱、農業用機械などを置かれる計画です。また、機械などの雨よけにビニールハウスの設置も予定されております。資金計画、排水計画、被害防除などにおいて問題ありません。工事計画は、平成27年1月25日から

平成27年2月15日まで約20日間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

19番は、営農型太陽光発電設備設置のため賃借権の設定をされるものです。農地区分は、農振農用地域内にある農地に該当し原則不許可ですが、申請地は、仮設工作物の設置などの一時転用に該当し、不許可の例外に該当するものと判断しました。申請地は遊休農地でありましたが、現在の状況と農地の再生を考え所有者が、太陽光発電設備計画の下部農地にサカキを栽培する3条申請をされたのに伴い、今回は営農型の太陽光発電施設の設置を申請されたものです。事業面積は、田1筆1,511㎡のうち613㎡で、その中で転用面積、支柱等は0.16㎡です。また、この設備の発電出力は49.5kwです。資金計画及び、排水計画、被害防除など、また、関係必要書類の添付においても問題ありません。工事計画は、平成27年2月2日から平成27年3月31日まで約2カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

20番は、申請人が駐車場設置のため所有権移転されるもので、農地区分は、市街地の区域などに隣接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。申請人は、従業員の車、業務用トラックなどの駐車場が必要になり探していたところ、この土地は会社に隣接し商品搬入にも都合のよい場所であるため選定されたものです。転用計画は、畑1筆426㎡に、普通車5台と2t・3tトラック5台の計10台分の駐車場を設置されるものです。資金計画及び排水計画、被害防除などにおいても問題ありません。工事計画は、平成27年2月1日から平成27年4月30日まで約3カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上3件、先日の地区委員会で現地を確認、検討した結果、これらの案件は、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、地元委員より18番から20番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きます、21番。

2番 福原幸一委員

2番委員です。

21番から23番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番は、個人住宅のための所有権移転による転用許可申請です。譲受人は、アパート居住で手狭であったため、実家に隣接し譲渡人である祖父から贈与を受けられるため便利のいい申請地を選定したものです。農地区分は、特定土地改良事業などの施行区域内の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅1棟、建築面積104.3㎡で妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内にあり、開発景観課に事前審査の申請中です。工事計画は、平成27年2月1日から12月31日までの11カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

22番は、資材置き場のための賃貸借権設定の転用許可申請で、前回継続審議となっていたものです。借入人は、事業拡大に伴い申請地を選定したもので、農地区分は、広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、建築資材と関係車両6台、重機の置き場として利用するもので妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成27年1月25日から2月20日までの約1カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。前回の審議では始末書などで判然としなかった荒れた状態の原因について、詳細な釈明と反省がなされたてんまつ書の提出があり、現地立ち会いにおいても十分反省が確認されたため、許可することをやむを得ないものと協議しました。

23番は、農業用資材置き場のための親子間の使用貸借権設定による転用許可申請です。借人は、自宅に近く交通の便もいため申請地を選定したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地の甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、農業用資材置き場のため不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、ビニールハウス類資材置き場、コンテナ、パレットなどの置き場と、農業機械2台分の駐車スペースです。資金計画、排水計画、被害防除等とも問題ありません。工事計画は、平成27年2月1日から7月31日までの6カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しまし

た。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、21番から23番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、24番。

21番 山口謙藏委員

21番委員。

24番から25番につきまして、地区委員会の協議状況を報告いたします。

24番は、同時事業計画変更の承認申請がなされている案件です。親子間の使用貸借権設定による公衆道路のための転用申請です。平成26年9月24日に、個人住宅転用許可の土地の道路後退分で転用申請が漏れていて農地が残っていたため、今回の申請になりました。農地区分は、宅地と道路に挟まれ広がりがない2種農地と判断いたしました。既に道路は施工済みであります。資金計画、排水同意書等は問題ありません。申請人により、転用申請が漏れていたことを深く反省され始末書の提出がされております。

25番につきまして、個人住宅のための所有権移転による転用申請です。譲受人は、アパートが手狭になり交通の便のよい申請地に個人住宅建設を計画しました。農地区分は、10ha以上の広がりある農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、木造2階建て個人住宅1棟、建築面積160.07㎡で妥当な面積かと思われれます。開発許可が必要になりますが、集落内開発指定区域にあり、開発景観課の事前審査の申請中です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。工事計画は、平成27年2月1日から平成27年12月20日までの約11カ月の予定です。許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面、並びに立地条件、転用の確実性、周囲の農地への影響など一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、24番から25番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、26番。

26番 渡辺智明委員

26番委員。

26番から29番について、地区委員会での協議状況を報告します。

26番は、借家等の利便性を高めるため通路を拡張する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団であり2種農地と判断されます。資金証明等、必要書類は添付されております。転用面積は適正なものと判断されます。工事期間は許可後から平成28年1月31日までです。

27番は、セイユー開発が貸し駐車場として利用される計画です。農地区分は、隣接市道に上下水道管の埋設があり、300m以内に小学校、病院がある農地で3種農地と判断されます。事前着工を反省している旨、始末書が添付されています。資金証明等、必要書類は添付されています。転用面積は事業規模から適正なものと判断されます。工事期間は許可後から6月30日までの予定です。

28番は、先月、末端排水の件で継続審議となりましたが、今回、地権者の同意書が提出されました。申請人は、借家が手狭になったため個人住宅を建てられる計画です。農地区分は、植木インターチェンジから300m以内にある3種農地と判断されます。資金証明等、必要書類は添付されております。転用面積は事業規模から適正なものと判断されます。工事期間は許可後から5月31日までです。

議長 　　26から28番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

次に、29番、譲渡人が、議席番号17番の角田委員の同居のご親族となっております。よって、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、議事に参与することができません。角田委員には、

29番の審議終了まで退席していただきます。角田委員、よろしくお願いたします。

(角田委員 退室)

議長 長 それでは、地元委員より地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

26番 渡辺智明委員

29番は、角田農場が飼料の調製施設を整備される計画です。農地区分は、10ha以上の広がりのある1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、農業用施設への転用であり不許可の例外に該当すると判断されます。資金証明等、必要書類は添付されております。転用面積は事業の規模から適正なものと判断されます。工事期間は許可後から8月31日までの予定です。

以上4件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。許可後は速やかに施工されることを確認しております。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、29番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

それでは、角田委員に入室をお願いします。

(角田委員 入室)

議長 長 続きまして、第5号議案、土地改良法第3条による資格証明願、2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、参加資格について地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

3番 谷口憲治委員

3番委員です。

1番、2番について、地区委員会での協議状況を報告します。

1番及び2番は、県営南尾迫地区土地改良事業の農業用排水施設と区画整理に伴う参加資格の証明願でございます。さきの地区委員会におきまして受益地及び参加資格名簿を確認し、全員参加資格者であ

ると地区委員会で確認しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、1番、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願ひ出どおり証明することに決定いたします。次に、第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（10号）についてご説明いたします。お手元にお配りしました1枚紙の両面になっております農用地利用集積計画（10号）をごらんください。まずこちらのほうの両面になっているところの18ページと書いてあるところからご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細20ページの1番から21ページの6番までの合計6件でございます。全て相対による売買です。面積は6件合わせまして田のみの1万38㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細21ページの7番から33ページの42番までで、貸し手32名、借り手25名の件数34件です。契約期間別では、6年未満が21件、6年以上10年未満4件、10年以上が9件で、面積は34件合わせまして、田10万654㎡、畑2万1,432㎡の、合計12万2,086㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、露地野菜、施設野菜、果樹、畑作物及び飼料作物です。次に、再設定分です。明細34ページの43番から35ページの52番までで、貸し手10名、借り手4名の件数10件です。契約期間別では、6年未満9件、10年以上1件で、面積は10件合わせまして、田2万6,697㎡、畑2,618㎡の、合計2万9,315㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻及び施設野菜です。

お手元の1枚紙、裏をめくっていただきますと、次に、農地利用集積円滑化団体の借上になります。次、農地利用集積円滑化団体への円滑化事業からは、こちらの表を用いてご説明いたします。明細36ページの53番から39ページの60番が、熊本市農業協同組合及び熊本宇城農業協同組合による農地の借上と転貸です。契約期間は全て6年未満で、面積は、田1万4,175㎡、畑3,511㎡の、合計1

万7, 686㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容は水稲及び麦です。

最後に、農地中間管理機構による新規設定です。明細39ページの61番になります。契約期間は10年以上で、面積は田のみの9,359㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稲を予定しています。

以上、1番から61番につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第6号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いいたします。

19番 春口豊徳委員

19番委員。

1番の願い出は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は専業農家であり、全農地について願出人みずから引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しており、証明については何ら問題ないとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することといたします。続きまして、2番。

3 1 番 村上正春委員

3 1 番委員。

2 番について、地区委員会での協議状況を報告します。

2 番は、北区梶尾町にお住まいの願出人より、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。地区委員会で願出人の農地 2 筆について現地確認をしましたが、いずれについても農地として適正な耕作・管理が行われておりました。以上、地区委員会において検討、協議した結果、証明については何ら問題のないことを協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、2 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。次に、次第 5 の報告事項、次第 6 のその他について、本日は特にございません。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第 1 8 条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することを決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

閉 会 午後 4 時 2 1 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成27年1月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 清崎 勝矢

署名委員 牛嶋 弘

書 記 小林 賢治